

トラッククレーン車作業基準

項 目	基 準	急 所
01 準備	<p>吊上機器の重量、作業半径、作業高さ等を調査し、最適なトラッククレーン車（以下クレーン車と言う）の種類を決定する。</p> <p>作業場周辺の状態をよく確かめ、且つ障害物は可能な限り取り除く。</p> <p>運転者は必要な免許証を必ず所持して作業する。</p> <p>クレーン車は整備点検の完全なものを使用する。</p> <p>クレーン車運転者と薦責任者は事前に操作合図の打ち合わせを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吊下げ機器重量を確認する。 ・周辺の構造物の高さを確認する。 ・危険物、雑品、小配管等は取り除く。 ・消火栓、消火器の前では作業をしない。 ・クレーン運転士免許証、移動式クレーン運転士免許証等を所持する。 ・資格名票を佩用する。 ・油圧系統、ブレーキ、クラッチ傾斜角度指示装置、警報装置およびボルトナットの緩み等に異常のないもの。 ・トランシーバーの使用、基準局指導の合図等によって決める。
02 操作	<p>吊上げ旋回に先立ち、アウトリガーを張り出し、ジャッキを確実にロックする。</p> <p>クレーン車の走行、操作に付いては薦責任者の合図に従って行い、薦責任者以外の者の合図によって走行操作を行ってはならない。</p> <p>作業中は周囲の安全に留意する。</p> <p>指定された道路以外を走ってはいけない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリガージャッキの4点支持を確認する。 ・軟弱な地盤では角材や充分な板厚を有する鉄板等で養生する。 ・溝蓋の上及び両側50cmの所に脚の位置を置いてはいけない。 ・薦責任者は一名とし赤色の腕章を着用する。 ・クレーン車運転者は薦責任者の合図どおり操作し、運転者自身の判断で操作をしてはならない。 ・薦責任者は機器吊上げおよび旋回時にはクレーン車後部も注意し建家、機器、配管、通行人、車両等に危害を与えないようにする。 ・必要に応じ標示、縄張り等を行い通行止めの処置をすると共に、事前に工事担当課を経て客先の許可を得る。